

地方競馬全国協会 会報

第 219 号 平成 13 年 7 月

目 次

- 1 . 平成 1 2 年度事業報告
- 2 . 平成 1 2 年度決算報告書
- 3 . 競馬関係事項
 - (1) 馬主および馬の登録数調べ
 - (2) 実施研修
- 4 . 告 示
競馬法施行規則の一部改正について (農林水産省告示第 736 号)
- 5 . 通 知
「競馬法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の一部改正
について
- 6 . 人 事
- 7 . できごと

1 . 平成 1 2 年度事業報告

業務内容等

1 業務内容

地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資する目的のため、以下の業務を行っている。

- (1) 馬主及び馬を登録すること。
- (2) 調教師及び騎手を免許すること。
- (3) 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。
- (4) 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者の養成若しくは訓練、又は地方競馬の主催者の要請に応じて、これらの者を派遣すること。
- (5) 馬の改良増殖その他畜産の振興のための事業につきその経費を補助すること。
- (6) 交付金の受入れを行うこと。
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 主たる事務所等の所在地

- (1) 主たる事務所 〒106-8639 東京都港区麻布台 2-2-1
- (2) 附属機関 〒329-2807 栃木県那須郡塩原町大字接骨木 443
(地方競馬教養センター)

3 資 本 金 該当なし

4 役員 の 状 況 (平成 13 年 3 月 31 日現在)

定数：会長 1 人、副会長 1 人、理事 5 人以内、監事 2 人以内

役職名	氏 名	任 期	経 歴
会 長	麴 滋	平成 13 年 7 月 31 日	農林水産事務次官
副 会 長	本田 浩次	平成 13 年 7 月 31 日	農林水産省畜産局長
常 務 理 事	岸 廣昭	平成 14 年 8 月 31 日	農林水産省東北農政局長
理 事	金井 俊男	平成 13 年 7 月 31 日	農林水産省家畜改良センター所長
理 事	小林 弘明	平成 14 年 8 月 10 日	消防庁審議官
理 事	川野 洋和	平成 14 年 8 月 6 日	地方競馬全国協会総務部長
監 事	村畑 信一	平成 14 年 7 月 31 日	関東地方公営競馬協議会専務理事
非常勤監事	古市 良彦	平成 14 年 10 月 31 日	地方競馬全国協会経理部長

5 職員の状況

設立時職員定数（昭和 37 年 8 月 1 日）：95 人
平成 12 年度末職員定数：201 人（前期末比 4 名減）

6 協会の沿革

昭和 30 年代の地方競馬の進展に伴い、（1）従来、都道府県別に行われていた馬主及び馬の登録並びに調教師及び騎手の免許の全国統一、（2）調教師及び騎手の養成・訓練、（3）審判員等地方競馬の開催のための専門職員の養成・訓練及び派遣、（4）地方競馬の売上金の一部を交付金として受入れ、各畜産地域における馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業について補助を行うことが重要になったことから、昭和 37 年の競馬法の一部改正により、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的に特殊法人として昭和 37 年 8 月 1 日に設立（所在地：東京都港区芝西久保桜川町）された。

なお、昭和 39 年 11 月には、附属機関である騎手教養所（現：地方競馬教養センター）を東京都八王子市から栃木県那須郡塩原町に、同年 12 月には主たる事務所を東京都港区麻布台に、それぞれ移転した。

7 設 立 の 根 拠 競馬法（昭和 23 年 7 月 13 日法律第 158 号）

8 主 務 大 臣 農林水産大臣

9 評議員会の概要 根拠規定：競馬法第 23 条の 20

評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、協会の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

評 議 員 根拠規定：競馬法第 23 条の 21

評議員会は、評議員 25 人以内で組織する。

評議員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する。

評議員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

氏 名	職 名 等
青 池 勲	全国公営競馬馬主連合会 会長
秋 山 勲	埼玉県浦和競馬組合 副管理者
板屋越 麟 一	新潟県農林水産部 部長
大 山 一 生	学識経験者
大和田 弥 彦	兵庫県競馬組合 副管理者
小笠原 正 男	学識経験者
小 川 諄	（社）日本軽種馬協会 副会長
佐 藤 克 郎	岩手県農政部 部長
新 藤 秀 逸	（社）岐阜県畜産会 会長
千 葉 浩	（社）岩手県馬主会 会長
堤 清 行	佐賀県競馬組合 副管理者
中 瀬 信 三	（社）中央畜産会 副会長
仲 田 和 雄	特別区競馬組合 副管理者
中 谷 美津男	（社）兵庫県馬主協会 会長

中原 盛 敏	熊本県農政部 部長
中 村 修	栃木県農務部 部長
西 川 昌 利	北海道農政部 部長
増 田 俊 二	東京新聞 社友
三 好 章	広島県福山市 市長
安 田 仁 市	岐阜県地方競馬組合 副管理者
矢 作 和 人	全国公営競馬調教師会連合会 会長
吉 澤 章 喜	日本放送協会 報道局スポーツ報道センターニュース番組部 部長
吉 田 重 雄	胆振軽種馬農業協同組合 代表理事組合長
米 村 恵 子	江戸川大学社会学部 助教授
渡 邊 一 夫	全国公営競馬主催者協議会 専務理事

(平成 13 年 3 月 31 日現在 五十音順 任期：平成 13 年 12 月 8 日)

10 その他協会の概要 (平成 13 年 3 月 31 日現在)

協会には、常設の委員会として、馬主登録審査委員会、調教師・騎手免許試験委員会、騎手候補生入所試験委員会が設置されている。

業務実施状況

1 平成 12 年度業務実施状況

平成 12 年度の地方競馬は、29 競馬場において 24 主催者により、施設改善の特別競馬を含め 410 回 (前年度 420 回) 延べ 2,274 日 (前年度 2,389 日) 開催された。本年度の売得金の総額は、ダートグレード競走を中心とした広域場間場外発売の拡大、ブロック内における連携協調の推進、新たな専用場外施設の開設、ファン用施設の改善、大型映像装置等の情報提供設備の充実等、地方競馬振興への積極的な取り組みがなされたが、開催日数の減に加え長引く不況による個人消費の低迷等の影響もあって、前年度を 10.8% 下回る 5,561 億円 (前年度 6,231 億円) であった。その結果、第 1 号交付金は 49 億 2 千万円 (前年度 55 億 9 千万円)、第 2 号交付金は 16 億 7 千万円 (前年度 19 億円) で、交付金総額は 65 億 9 千万円であった。

地方競馬全国協会の平成 12 年度事業は、事業計画及び予算に基づき次のとおり実施された。

(1) 地方競馬の公正確保と円滑な実施に関する事項

馬主の登録

馬主の登録については、337 件を登録し、5 件を拒否した。また、時効等により 556 件を抹消した。

この結果、平成 13 年 3 月末現在の馬主の登録数は、7,183 件である。

馬の登録

馬の登録については、7,382 頭を登録し、8,114 頭を抹消した。

この結果、平成 13 年 3 月末現在の馬の登録数は 24,622 頭 (サラ系 16,150 頭、アラ系 6,133 頭、ばんえい 2,339 頭) である。

調教師及び騎手の免許

調教師及び騎手の免許については、平地競走 4 回、ばんえい競走 1 回の免許試験を実施した。申請者延べ 1,748 名 (調教師 975 名、調教師補佐 113 名、騎手 660 名) のうち延べ 1,567 名 (調教師 892 名、調教師補佐 44 名、騎手 631 名) が合格し、延べ 1,555 名 (調教師 892 名、調教師補佐 39 名、騎手 624 名) を免許した。

また、免許された者のうち死亡又は申請等により 49 名 (調教師 16 名、調教師補佐 3 名、騎手 30 名) の免許の取り消しを行った。

この結果、平成 13 年 3 月末日現在免許を受けている者は、1,506 名（調教師 876 名、調教師補佐 36 名、騎手 594 名）である。

以上のほか、外国において馬の騎乗に関し免許を受けている者のために行った臨時試験により 3 名に短期免許を、また、指定交流競走に関する特例により中央競馬の調教師延べ 1,543 名及び騎手延べ 1,244 名を免許した。

きゅう務員設置認定についての協力

主催者等の認定者から調査依頼のあった 595 件について調査の上回答を行い、きゅう務員設置認定に協力した。

なお、平成 13 年 3 月 1 日現在の認定きゅう務員の数は 4,700 名である。

調教師及び騎手の養成、訓練等

調教師、騎手及び競馬実務担当者の養成・訓練等のため、地方競馬教養センターを中心として行った事業は次のとおりである。

ア 調教師及び騎手の養成

a 調教師の養成については、調教師課程を 2 回実施し、23 名の養成を修了した。

b 騎手の養成については、長期騎手課程の 2 期（計 27 名）及び短期騎手課程の 1 期（4 名）の養成を修了し、平成 13 年 3 月末日現在、長期騎手課程の 45 名（競馬場実習中の 13 名を含む。）を養成中である。

イ 調教師及び騎手の再教育

a 研修施設において騎手訓練 1 回（6 名）、騎手及び新人騎手研修講座計 5 回（48 名）、調教師及び新人調教師研修講座計 3 回（31 名）、ばんえい新人騎手訓練 1 回（2 名）、総計 10 回（87 名）を実施した。

b 競馬場において調教師 81 名及び騎手 65 名の現地指導（調教師 3 ヲ所、騎手 3 ヲ所）を実施した。

ウ 競馬実務担当者の研修

専門職員の養成及び訓練については、基礎研修 3 回、業務別研修 9 回、計 12 回（80 名）を実施した。

専門職員の派遣

地方競馬の開催に際し、裁決委員その他の競馬の実施事務を担当する専門職員延べ 7,732 名を派遣した。

馬主、調教師、騎手等の表彰

重賞競走等 115 競走の優勝馬に係る関係者延べ 188 名（馬主 116 名、調教師 22 名、騎手 22 名、きゅう務員 22 名、調教助手 6 名）並びに中央競馬騎手招待競走、地方競馬相互間での騎手招待競走及び外国騎手招待競走 6 競走の優勝騎手等 12 名に会長賞を授与した。また、公正な競走の奨励の一環として、20 名の騎手にフェアプレイ賞を授与した。

(2) 地方競馬の公正化促進と運営の改善のための事業に対する助成に関する事項

地方競馬主催者等が競馬の公正確保又はその運営の改善を図るために行う競馬場、競馬場関連施設等の整備事業等に対して助成(14 団体、21 件、38 百万円)を行った。

競馬の公正化を促進するため、(財)地方競馬共済会が行う共済事業、(財)競馬保安協会が行う調査事業及び(財)競走馬理化学研究所が行う薬物検査事業に対して助成(3 団体、3 件、595 百万円)を行った。

競馬関係者の全国団体等が行う競馬の公正確保等を強化するための事業に対し、次のとおり講師を派遣し、又は助成(7 団体、12 件、13 百万円)を行った。

ア 全国公営競馬馬主連合会、全国公営競馬調教師会連合会、全日本騎手連盟及び全国公営競馬厩務員連合会等が実施した公正確保強化のための研究会並びに全国公営競馬調教師会連合会が実施した労働安全対策推進のための研究会及び新人きゅう務員の資質の向上を図るための研修会に対し助成するとともに、講師を派遣した。

イ 全国公営競馬獣医師協会が実施した防疫推進地区協議会に対し助成するとともに、講師を派遣した。

ウ (社)日本装蹄師会が実施したブロック毎の装蹄技術向上研究会に対し講師を派遣した。

場間場外発売を推進するため、主催者が行う交流競走に係る映像伝送事業に対し助成(3団体、5件、3百万円)を行った。

(3) 畜産振興事業に対する補助に関する事項

国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に即して畜産振興諸施策を円滑化し、補完し、又は先駆的役割を果たすことを目的として、農業協同組合等の畜産関係団体が行う馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業を実施するために要する経費について507件、3,309百万円の補助金の交付の決定を行った。

馬の改良増殖推進事業	831百万円(97件)
畜産経営技術指導事業	1,369百万円(122件)
畜産経営合理化事業	722百万円(224件)
家畜畜産物等流通合理化事業	70百万円(3件)
その他畜産振興事業	317百万円(61件)

(4) 企画・調査及び競馬振興策の推進に関する事項

地方競馬及び他種競技等の状況を調査分析し、地方競馬主催者及び関係団体等へ情報の提供を行った。

交流競走、場間場外発売の拡大等により広域化が進展する状況の下での地方競馬の地域及び地域間における連携協調の在り方等について、各地域において検討を重ねるとともに、その具現化に向け、関係者間の調整を図った。

「地方競馬運営改善推進委員会」においては、前年度から検討を重ねてきた「地方競馬のブロック内における連携・協調について」平成12年5月に委員会報告書を提出した。

ダート競走の地位及び魅力の向上を図るため、「ダート競走格付け委員会」を日本中央競馬会及び全国公営競馬主催者協議会と共同で運営し、平成13年施行予定の指定交流重賞競走59競走を格付けたほか、平成12年ダートグレード競走最優秀馬の選定、表彰を行った。

JBC競走の実施計画を立案するための「JBC実行委員会」を運営し、実施競走、実施日等の基本的事項を定めたほか、平成13年度施行予定の競走の具体的内容を決定した。

馬齢表記の変更、出走表の統一表記、勝馬投票法の発売制限の緩和及び主催者間の連携・協調による競馬運営の進展に対応するため、地方競馬情報処理システムの改善を行った。

在宅投票及び広域場間場外発売に対応した情報提供の充実に務めるとともに、CS放送において、地方競馬主催のすべてのダートグレード競走の放映を実施した。

地方競馬共同在宅投票システムの拡充を図るため、「地方競馬共同在宅投票システム開発・運営協議会」を6回開催した。

なお、平成12年4月から、北海道市営競馬組合が本システムに参画し、参画主催者は計9主催となった。

(5) 広報に関する事項

地方競馬のイメージアップ及び畜産の普及啓発を図るため、次のとおり広報活動を実施した。

ア 地方競馬の一般ファン向け情報誌「Furlong(ハロン)」を毎月発行した。

イ 地方競馬及び畜産振興事業についてより広い認識と理解を深め、併せて地方競馬のイメージアップを図るため、グリーンチャンネルのアグリネットで、地方競馬及び畜産振興の紹介番組「もっと知りたい！地方競馬」(毎週金曜日)を放映した。

ウ 地方競馬に関する話題等について、マスコミ等に対し積極的に情報の提供を行ったほか、マスコミ等からのダートグレード競走を始めとする様々な問い合わせについても、地方競馬情報処理システム等の各種情報を活用し、適宜対応した。

また、競馬専門誌にダートグレード競走の紹介及び広域場間場外発売の告知等を掲載した。

エ 各主催者間の情報交換を積極的に推進するため、主催者の広報担当者を対象に「広報研究会」を開催したほか、マスコミ等関係者の地方競馬への認識を深めるため、全国5地区の記者クラブを対象に、地方競馬場において「現地検討会」を実施した。

マスコミ及び地方競馬ファン向けに開設しているインターネットのホームページにおいて、地方競馬に関する各種情報や各競馬場の出走表、オッズ、競走結果、騎手や競走馬の成績等の最新情報を提供した。

平成12年の成績が優秀であった調教師、騎手及びきゅう務員並びに馬について、全国表彰(NARグランプリ)を実施した。

NARグランプリ

最優秀調教師賞	1名	優秀調教師賞	20名
最優秀騎手賞	1名	優秀騎手賞	20名
優秀新人騎手賞	1名		
優秀女性騎手賞	1名		
ベストフェアプレイ賞	1名		
優秀きゅう務員	21名		
特別賞	2名		

年度代表馬 1頭(最優秀馬の内数)

最優秀馬 [サブレット系3部門、アラブ系3部門、ばんえい1部門、牝馬1部門、短距離馬1部門] 8頭

特別表彰馬 2頭

(6) 馬事普及に関する事項

馬事普及を図るため地方競馬教養センターにおいて、「馬とのふれあいDAY」及び「レディース乗馬教室」を開催した。

(7) 国際会議への参加等に関する事項

競馬の国際化に対応するため、RCI年次総会及びパリ国際競馬会議に出席したほか、外国の競馬関係機関との連絡調整、地方競馬の主要レースの紹介等を行った。また、マカオ見習騎手招待競走に参加した地方競馬所属騎手に対する支援を行った。

(8) 監査及び考査の実施に関する事項

補助事業及び助成事業の適正化と効率化を期するため、94団体(274件)の監査を実施した。

補助事業等の実施、管理及び運営について、監査と併行して24団体24事業の調査を実施し、効果の測定を行った。

補助事業等の効率的・効果的な実施に資するため、畜産経営技術指導事業についての考査を実施した。

(9) 評議員会の開催

平成 12 年度の事業実施の中間状況、平成 13 年度における畜産振興補助事業の実施方針案及び地方競馬全国協会業務方法書の一部変更案（騎手の養成を長期課程に一本化するための規定の整備）について審議するため、平成 12 年度第 1 回評議員会を平成 12 年 10 月 25 日に開催した。

平成 13 年度事業計画案、予算案、畜産振興補助事業の実施計画案及び地方競馬全国協会業務方法書の一部変更案（外国人登録法の改正及び登録に関する公告事項の見直しに伴う規定の整備）について審議するため、第 2 回評議員会を平成 13 年 2 月 28 日に開催した。

(10) 委員会の開催

馬主登録の適否について審議するため、馬主登録審査委員会を 5 回開催した。

調教師及び騎手の免許試験の合否を判定するため、調教師・騎手免許試験委員会を 4 回開催した。

騎手候補生の入所試験の合否を判定するため、騎手候補生入所試験委員会を 3 回開催した。

2 前事業年度までにおける主な業務の実施状況（平成 9～11 年度）

(1) 地方競馬の公正確保と円滑な実施に関する事項

馬主及び馬の登録

ア 馬主の登録

事業年度	登録の数	取消の数	事業年度末数
平成 9 事業年度	400 件	482 件	7,711 件
平成 10 事業年度	391 件	519 件	7,583 件
平成 11 事業年度	364 件	545 件	7,402 件

イ 馬の登録

事業年度	登録の数	取消の数	事業年度末数
平成 9 事業年度	8,561 頭	9,110 頭	27,142 頭
平成 10 事業年度	8,000 頭	8,953 頭	26,189 頭
平成 11 事業年度	7,855 頭	8,690 頭	25,354 頭

調教師及び騎手の免許

ア 調教師の免許

事業年度	免許の数	取消の数	事業年度末数
平成 9 事業年度	905 名	13 名	892 名
平成 10 事業年度	908 名	7 名	901 名
平成 11 事業年度	901 名	15 名	886 名

イ 調教師補佐の免許

事業年度	免許の数	取消の数	事業年度末数
平成 9 事業年度	46 名	3 名	43 名
平成 10 事業年度	42 名	7 名	35 名
平成 11 事業年度	38 名	3 名	35 名

ウ 騎手の免許

事業年度	免許の数	取消の数	事業年度末数
平成 9 事業年度	653 名	15 名	638 名
平成 10 事業年度	643 名	20 名	623 名
平成 11 事業年度	623 名	14 名	609 名

調教師及び騎手の養成

ア 調教師課程

事業年度	調教講習生数
平成 9 事業年度	27 名
平成 10 事業年度	28 名
平成 11 事業年度	25 名

イ 長期騎手課程

事業年度	修了者数	事業年度末在籍者数
平成 9 事業年度	30 名	46 名
平成 10 事業年度	27 名	40 名
平成 11 事業年度	24 名	42 名

ウ 短期騎手課程

事業年度	修了者数
平成 9 事業年度	4 名
平成 10 事業年度	3 名
平成 11 事業年度	5 名

調教師及び騎手の訓練

事業年度	調教師訓練受講者数	騎手訓練受講者数
平成9事業年度	23名	70名
平成10事業年度	24名	76名
平成11事業年度	33名	70名

専門職員の養成及び訓練

事業年度	受講者数
平成9事業年度	118名
平成10事業年度	92名
平成11事業年度	86名

専門職員の派遣

事業年度	延派遣人数
平成9事業年度	7,860名
平成10事業年度	7,980名
平成11事業年度	8,038名

(2) 地方競馬の公正化促進と運営の改善のための事業に対する助成に関する事項

事業年度	事業数	金額
平成9事業年度	5	826,386千円
平成10事業年度	5	713,462千円
平成11事業年度	5	692,876千円

(3) 畜産振興事業に対する補助に関する事項

事業年度	補助事業件数	金額
平成9事業年度	578	4,187,294千円
平成10事業年度	516	3,721,009千円
平成11事業年度	511	3,348,765千円

(4) 企画・調査及び競馬振興策の推進に関する事項

地方競馬の経営の改善に必要な企画・調査及び主催者間の調整等に係る業務並びに地方競馬の振興策の推進に関する業務を実施するとともに、外国の競馬機関との連絡調整に係る業務等を実施した。

(5) 広報に関する事項

地方競馬に関する諸情報を提供し、地方競馬に対する正しい認識と理解を深めるための広報業務を実施した。

3 借入金、財政投融资資金及び国庫補助金等による資金の調達状況

該当なし

子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関する事項(平成 13 年 3 月 31 日現在)

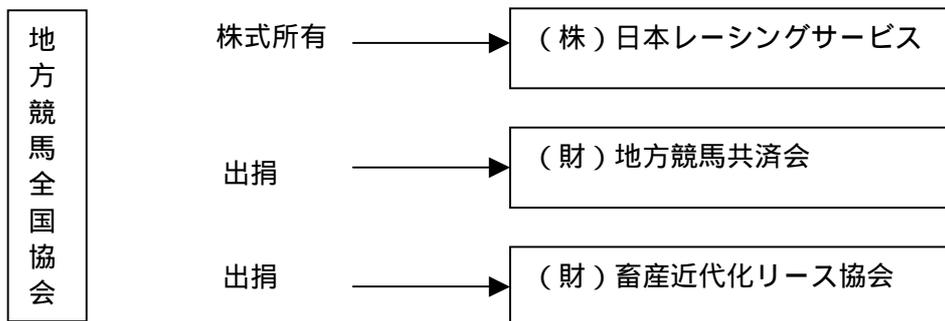
1 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等の状況

(1) 協会の子会社は、(株)日本レーシングサービスの 1 社である。

(2) 協会の関連会社は、該当なし。

(3) 協会の関連公益法人等は、(財)地方競馬共済会、(財)畜産近代化リース協会の 2 財団法人である。

* 協会と子会社及び関連公益法人との関係を示した図



2 子会社の名称、住所、資本金、事業内容、役員数、代表者の氏名、従業員数、協会の所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び協会との関係

株式会社 日本レーシングサービス

住所 〒136-0075 東京都江東区新砂 1-6-35

資本金 1 億 1 千万円(発行済株式総数 2,200 株)

事業内容

ア 地方競馬の勝馬投票に関する情報の集計及び伝達業務

イ 地方競馬場外のネットワーク化の推進及び場外発売に関するサービス業務

ウ 地方競馬及び畜産に関する図書、印刷物の出版及び販売業務

エ 地方競馬及び畜産に関する調査研究、資料の収集及び情報提供業務等

役員数 6 人(内常勤: 2 人)

代表者の氏名 代表取締役社長 土屋 國夫

従業員数 18 人

協会の所有する議決権の議決権の総数に対する割合 91%

協会との関係

地方競馬の円滑な実施の推進を図るため、場間場外発売及び共同在宅投票の勝馬投

票に関するデータの集計及び伝達を瞬時に誤りなく行うことは極めて重要なことである。よって、協会は、これらの事業を行う株式会社日本レーシングサービスに出資している。

3 関連公益法人の名称、住所、基本財産、事業内容、役員数、代表者の氏名、職員数及び協会との関係

(1) 財団法人 地方競馬共済会

住所 〒106-0041 東京都港区麻布台 2-2-1

基本財産 1億8千万円

事業内容

ア 調教師、騎手及びきゅう務員並びにその遺族に対し、必要な給付を行うこと。

イ 各種の共済制度に関する調査研究等

役員数 12人(内常勤：2人)

代表者の氏名 理事長 麿 滋

職員数 6人

協会との関係

地方競馬の調教師、騎手及びきゅう務員等に対する福利厚生の実施を図ることは、競馬の公正確保のうえにおいて極めて重要である。よって、協会は、これらの事業を行う財団法人地方競馬共済会に対し出損するとともに、事業推進に要する経費の一部を助成している。

(2) 財団法人 畜産近代化リース協会

住所 〒106-0032 東京都港区六本木 2-1-13

基本財産 2億9千万円

事業内容

ア 畜産振興上必要な機械、施設等の貸付

イ 乗馬施設の貸付、乗馬普及

ウ 畜産振興に関する調査・研究及び新技術の開発

エ 地方競馬の機械等の貸付

役員数 10人(内常勤：4人)

代表者の氏名 理事長 青木 敏也

職員数 13人

協会との関係

我が国の畜産の経営合理化に資するため、畜産関連機器等のリース事業は、限られた財源の有効活用を図るうえにおいて極めて重要である。よって、協会は、これらリース事業を行う財団法人畜産近代化リース協会に対し出損している。

協会が対処すべき課題

中央競馬との交流競走の拡大及び中央競馬場等における地方競馬の勝馬投票券発売、地方競馬主催者間の勝馬投票券の相互発売の推進等を実施することにより、ファンサービスの改善と地方競馬主催者の経営の健全化に努める。

また、馬主の登録事務等について日本中央競馬会との情報交換を推進し、業務の円滑化を図るとともにOA化の推進による馬主の登録事務、調教師、騎手の免許事務等の効率化に努める。

2 . 平成 1 2 年度決算報告書

収入支出決算書

収入

科 目	収入予算額	収入決定額	収入予算額と収入決定額との差(減)
畜産振興業務勘定	千円	千円	千円
交付金収入	5,527,300	4,920,060	607,240
受入利息	23,257	25,979	2,722
雑収入	89,749	162,115	72,366
前年度繰越金受入	427,402	265,890	161,512
畜産振興業務勘定計	6,067,708	5,374,044	693,664
競馬業務勘定			
交付金収入	1,886,660	1,673,145	213,515
競馬業種別収入	27,950	24,385	3,565
登録収入	22,415	18,774	3,641
免許手数料収入	3,212	3,110	102
専門職員派遣収入	2,323	2,501	178
受入利息	7,139	8,179	1,040
雑収入	83,994	127,597	43,603
前年度繰越金受入	56,623	0	56,623
競馬業務勘定計	2,062,366	1,833,306	229,060
管 理 勘 定			
繰入金			
畜産振興業務勘定から			
繰入金	2,305,337	2,064,196	241,141
競馬業務勘定から			
繰入金	768,393	688,065	80,328
管理勘定計	3,073,730	2,752,261	321,469
収入総合計	8,130,074	7,207,350	922,724

(注1) 収入総合計には、管理勘定を含まない。

(注2) 前年度繰越金受入とは、前年度までの積立金からの取り崩し額をいう。

支出

科 目	支出予算額	支出決定済額	翌事業年度 繰越額	不用額
	千円	千円	千円	千円
畜産振興業務勘定				
畜産振興補助事業費	3,657,918	3,226,445	12,500	418,973
畜産振興事業費補助金	3,600,000	3,171,913	12,500	415,587
畜産振興補助事務費	57,918	54,532	0	3,386
畜産振興事業費	4,276	3,226	0	1,050
繰入金	2,385,514	2,144,373	0	241,141
管理勘定への繰入金	2,305,337	2,064,196	0	241,141
退職給与引当金繰入	80,177	80,177	0	0
予備費	20,000	0	0	20,000
畜産振興業務勘定計	6,067,708	5,374,044	12,500	681,164
競馬業務勘定				
競馬業務費	1,217,248	1,062,782	0	154,466
登録業務費	33,412	28,846	0	4,566
免許業務費	11,913	9,515	0	2,398
調教師・騎手養成訓練業務費	204,888	176,878	0	28,010
専門職員養成訓練業務費	12,193	6,644	0	5,549
専門職員派遣及びあっせん費	173,844	158,425	0	15,419
競馬公正化促進事業費	680,998	644,681	0	36,317
競馬公正確保・運営 改善推進助成事業費	100,000	37,793	0	62,207
繰入金	795,118	714,766	0	80,352
管理勘定への繰入金	768,393	688,065	0	80,328
退職給与引当金繰入	26,725	26,701	0	24
予備費	50,000	0	0	50,000
競馬業務勘定計	2,062,366	1,777,548	0	284,818
管理勘定				
管理費	2,712,702	2,491,762	0	220,940
役職員給与	2,082,449	1,919,742	0	162,707
事務諸費	626,653	570,892	0	55,761
交際費	3,600	1,128	0	2,472
企画広報費	331,028	260,498	0	70,530
予備費	30,000	0	0	30,000
管理勘定計	3,073,730	2,752,260	0	321,470
支出総合計	8,130,074	7,151,592	12,500	965,982

(注) 支出総合計には、管理勘定を含まない。

貸借対照表の要旨

畜産振興業務勘定		平成13年3月31日現在	
区 分	金 額	区 分	金 額
	千円		千円
流動資産	4,888,009	流動負債	1,221,074
現金・預金	4,425,182	固定負債	1,034,200
その他	462,827	利益剰余金	5,109,959
固定資産	2,477,224	積立金	5,355,492
有形固定資産	1,195,511	当期損失金	245,533
無形固定資産	790		
投資その他の資産	1,280,923		
合 計	7,365,233		7,365,233

競馬業務勘定		平成13年3月31日現在	
区 分	金 額	区 分	金 額
	千円		千円
流動資産	1,681,616	流動負債	92,944
現金・預金	1,524,793	固定負債	344,733
その他	156,823	利益剰余金	4,421,242
固定資産	3,177,303	積立金	4,500,868
有形固定資産	2,635,209	当期損失金	79,626
無形固定資産	1,824		
投資その他の資産	540,270		
合 計	4,858,919		4,858,919

損益計算書の要旨

畜産振興業務勘定		自：平成12年4月 1日 至：平成13年3月31日	
区 分	金 額	区 分	金 額
	千円		千円
経常費用	5,434,756	経常収益	5,100,431
畜産振興補助事業費	3,226,445	交付金収入	4,920,060
畜産振興事業費	3,226	事業外収益	180,371
管理費	2,009,713	特別利益	98,355
企画広報費	195,055	当期損失金	245,533
事業外費用	317		
特別損失	9,563		
合 計	5,444,319	合 計	5,444,319

競馬業務勘定		自：平成12年4月 1日 至：平成13年3月31日	
区 分	金 額	区 分	金 額
	千円		千円
経常費用	1,888,470	経常収益	1,721,985
競馬業務費	1,051,737	交付金収入	1,673,145
管理費	768,435	その他の収入	24,385
企画広報費	65,018	事業外収益	24,455
事業外費用	3,280	特別利益	98,355
特別損失	11,496	当期損失金	79,626
合 計	1,899,966	合 計	1,899,966

3 . 競馬関係事項

(1) 馬主および馬の登録数調べ

平成 13 年 6 月分

登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	1	8	3	6			2
馬	989	248	1		303	13	8

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2 歳	625	215	840	0	840
3 歳	87	5	92	0	92
4 歳	38	0	38	0	38
5 歳	7	0	7	0	7
6 歳以上	12	0	12	0	12
計	769	220	989	0	989

ただし、登録事項の変更及び抹消については 6 月中に事務処理済みの件数である。

(2) 実施研修

平成 13 年度第 1 回調教師課程

期間 平成 13 年 4 月 9 日(月)～27 日(金) 19 日間

場所 地方競馬研修館・(財)競走馬理化学研究所・鍋掛牧場

山形県	千場俊彦	岐阜県	田口輝彦
新潟県	大澤健司	"	青木達彦
埼玉県	小林真治	愛知県	内沢信昭
"	梅山浩昭	高知県	田中守
神奈川県	河津裕昭	佐賀県	北村欣也

平成 13 年度第 1 回調教師研修講座

期間 平成 13 年 5 月 15 日(火)～18 日(金) 4 日間

場所 地方競馬研修館・(社)日本装蹄師会装蹄教育センター・(財)競走馬理化学研究所

北海道(ば)	森芳浩	兵庫県	住吉朝男
岩手県	葛西勝幸	高知県	平和人
"	小竹清一	熊本県	伊豆嘉一
"	佐藤浩一	"	待鳥武久
新潟県	鈴木忠俊	"	宮本芳吉
群馬県	加藤光司		

平成 13 年度第 1 回基礎研修(法規コース)

期間 平成 13 年 5 月 21 日(月)～25 日(金) 5 日間

場所 地方競馬研修館

群馬県競馬組合	高橋泰幸	神奈川県川崎競馬組合	川崎泰彦
千葉県競馬組合	陰山潔	"	増山和男
特別区競馬組合	青山聡	岐阜県地方競馬組合	奥村正則

平成 13 年度第 2 回基礎研修(法規コース)

期間 平成 13 年 5 月 28 日(月)～6 月 1 日(金) 5 日間

場所 地方競馬研修館

栃木県	三浦勉	神奈川県川崎競馬組合	松谷厚
"	島村茂雄	"	飯田泰道
群馬県競馬組合	門倉広幸	金沢市	七田悠紀雄
特別区競馬組合	黒澤克彦	兵庫県競馬組合	新田耕造
"	中里裕一	高知県競馬組合	東山琢哉

平成 13 年度第 1 回裁決委員業務研修

期間 平成 13 年 6 月 5 日(火)～8 日(金) 4 日間

場所 地方競馬研修館・大井競馬場

埼玉県浦和競馬組合	金子保之	神奈川県川崎競馬組合	新美達治
神奈川県川崎競馬組合	櫻井隆	愛知県競馬組合	鈴木森雄

平成 13 年度第 2 回裁決委員業務研修

期間 平成 13 年 6 月 12 日(火)～15 日(金) 4 日間

場所 地方競馬研修館・川崎競馬場

群馬県競馬組合	野口隆志	兵庫県競馬組合	上田満夫
岐阜県地方競馬組合	茅野勝俊	高知県競馬組合	福島寛隆

平成 13 年度第 2 回決勝審判委員業務研修

期間 平成 13 年 6 月 26 日(火)～29 日(金) 4 日間

場所 地方競馬研修館・船橋競馬場

北海道市営競馬組合	金子直樹	神奈川県川崎競馬組合	二瓶裕児
栃木県	遠藤雅芳	石川県	永島茂男
神奈川県川崎競馬組合	齋藤徳明	佐賀県競馬組合	鶴清継

4 . 告 示

(原文縦書)

農林水産省告示第 736 号

競馬法施行規則(昭和 29 年農林省令第 55 号)第 7 条の 11 第 1 項において読み替えて準用する第 1 条の 6 第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書の規定に基づき、農林水産大臣が別に定める場合を次のように定める。

平成 13 年 5 月 31 日

農林水産大臣 武部 勤

- 1 競馬法施行規則(以下「規則」という。)第 7 条の 11 第 1 項において読み替えて準用する規則第 1 条の 6 第 1 項ただし書の農林水産大臣が別に定める場合は、単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法の実施の方法のそれぞれについて、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
 - 一 当該勝馬投票法における勝馬投票券の発売実績が僅少であって、地方競馬を主催する都道府県又は競馬法(昭和 23 年法律第 158 号)第 1 条第 2 項に規定する指定市町村(次項第 1 号において「地方競馬主催者」という。)にとって当該勝馬投票法の実施を継続することが過重な負担であると認められること。
 - 二 当該勝馬投票法における勝馬投票券の購入動向等から、当該勝馬投票法の実施の継続を希望する者が少ないと認められること。
- 2 規則第 7 条の 11 第 1 項において読み替えて準用する規則第 1 条の 6 第 2 項ただし書の農林水産大臣が別に定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
 - 一 地方競馬主催者が、一回の開催以上にわたって、一日の競走回数の 4 分の 3 以内の競走において連勝単式勝馬投票法を実施していること。
 - 二 前号の勝馬投票法の実施の状況から判断して、当該勝馬投票法に起因する弊害が認められないこと。
 - 三 第 1 号の勝馬投票法における勝馬投票券の購入動向等から、当該勝馬投票法について、一日の競走回数の 4 分の 3 を超えて実施することを希望する者が多いと認められること。

5 . 通 知

「競馬法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の一部改正について

【平成 13 年 5 月 31 日付け 13 生畜第 1058 号農林水産省生産局長から地方競馬全国協会会長あて】

このことについて、別添のとおり農林水産事務次官から各競馬主催者の長あて通知されたので、御了知ありたい。

別 添

「競馬法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の一部改正について

【平成 13 年 5 月 31 日付け 13 生畜第 1058 号農林水産事務次官から地方競馬主催者の長あて】

この度、競馬法施行規則（昭和 29 年農林省令第 55 号）第 7 条の 11 第 1 項において読み替えて準用する第 1 条の 6 第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書の規定に基づき、農林水産大臣が別に定める場合（平成 13 年 5 月 31 日農林水産省告示第 736 号）が定められたところである。

このため、「競馬法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 7 年 2 月 22 日付け 7 畜 B 第 191 号農林水産事務次官依命通知）」及び「競馬法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 10 年 6 月 29 日付け 10 畜 B 第 1018 号農林水産事務次官依命通知）」の一部が、別紙のとおり改正されたので、御了知ありたい。

以上、命により通知する。

別 紙

競馬法施行規則の一部を改正する省令の施行について

（平成 7 年 2 月 22 日付け 7 畜 B 第 191 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第 1 単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法 単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法については、その発売が各々義務付けられているが、農林水産大臣が日本中央競馬会又は地方競馬を主催する都道府県若しくは指定市町村（以下「競馬主催者」という。）からの投票法ごとの申請に基づき特に承認した場合はこれが免除されることとなった（競馬法施行規則（以下「規則」という。）第 1 条の 6 第 1 項）。なお、当該発売義務の免除の承認は、各勝馬投票券発売所ごと又は競馬主催者ごとに行うこととしているので留意されたい。</p> <p>また、日本中央競馬会から申請があった場合の承認に当たっては、次の 1 及び 2 の要件を満たすものとし、承認に当たっては、これらの要件を満たすことを示す資料を添付されたい。</p> <p>1 当該投票法の発売実績が僅少であって、競馬主催者にとってその発売の継続が過重な</p>	<p>第 1 単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法 単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法については、その発売が各々義務付けられているが、農林水産大臣が日本中央競馬会又は地方競馬を主催する都道府県若しくは指定市町村（以下「競馬主催者」という。）からの投票法ごとの申請に基づき特に承認した場合はこれが免除されることとなった（競馬法施行規則（以下「規則」という。）第 1 条の 6 第 1 項）。なお、当該発売義務の免除の承認は、各勝馬投票券発売所ごと又は競馬主催者ごとに行うこととしているので留意されたい。</p> <p>また、承認に当たっては、次の 1 及び 2 の要件を満たすものとし、承認に当たっては、これらの要件を満たすことを示す資料を添付されたい。</p> <p>1 当該投票法の発売実績が僅少であって、競馬主催者にとってその発売の継続が過重な</p>

負担であると認められること。

2 ファンの購入動向等を調査した結果、発売を希望する者が少ないこと。

なお、発売の取り止めに当たっては、他の勝馬投票法の発売又は他の勝馬投票券発売所における単勝式勝馬投票法若しくは複勝式勝馬投票法の発売によって、ファンのこれらの投票法へのニーズが満たされるよう努められたい。

また、日本中央競馬会が発売義務の免除に係る農林水産大臣の承認を得た後に、勝馬投票法の発売について問題が生じた場合は、当該承認を取り消すことがあるので留意されたい。

また、発売を取り止めた投票法について、発売を再開しようとするときは、あらかじめその旨を農林水産大臣に届けられたい。

第2 (略)
一から四 (略)
五(削る)

六(削る)

負担であると認められること。

2 ファンの購入動向等を調査した結果、発売を希望する者が少ないこと。

なお、発売の取り止めに当たっては、他の勝馬投票法の発売又は他の勝馬投票券発売所における単勝式勝馬投票法若しくは複勝式勝馬投票法の発売によって、ファンのこれらの投票法へのニーズが満たされるよう努められたい。

また、発売義務の免除に係る農林水産大臣の承認を得た後に、勝馬投票法の発売について問題が生じた場合は、当該承認を取り消すことがあるので留意されたい。

また、発売を取り止めた投票法について、発売を再開しようとするときは、あらかじめその旨を農林水産大臣に届けられたい。

第2 (略)
一から四 (略)

五 競馬主催者は、枠番号連勝単式勝馬投票法の枠の付け方を定め、又は変更しようとするときは、従来の枠番号連勝複式勝馬投票法の場合と同様に農林水産大臣の承認を受けられたい。(規則第7条の12)

六 一つの競馬場において二以上の地方競馬主催者が開催している競馬場における枠のくり方については、これらの地方競馬主催者は、協議の上同一の例によることとされているが、従来の枠番号連勝複式勝馬投票法の場合と同様に、枠番号連勝単式勝馬投票法の枠のくり方についても協議の上同一の例によることとし、その上で速やかに農林水産大臣の承認得られたい。なお、当該事務処理については、従来の枠番号連勝複式勝馬投票法の場合と同様に行う方針であるので、了知の上、手続を進められたい。(規則第7条の13)

(注) インターネットの画面表示にて、新旧対照表の(新)と(旧)の欄の行にずれが生じる場合があります。

別 紙

競馬法施行規則の一部を改正する省令の施行について

(平成10年6月29日付け10畜B第1018号農林水産事務次官依命通知)一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連勝単式勝馬投票法を用いることができる競走回数制限の緩和 <u>連勝単式勝馬投票法については、中央競馬にあっては、規則第1条の2第1項第4号、地方競馬にあっては、規則第7条の3第1項第3号で定められた1日の競走回数の4分の3以内の競走において用いることができるとしているが、農林水産大臣が日本中央競馬会又は地方競馬を主催する都道府県若しくは指定市町村(以下「競馬主催者」という。)からの申請に基づき特に承認した場合は、一日の全競走において用いることができることとした(規則第1条の6第2項)。</u> なお、当該競走回数制限の解除に係る承認は、各勝馬投票券発売所ごとにではなく、各競馬主催者ごとに行うこととしているので、留意されたい。 また、<u>日本中央競馬会から申請があった際の承認に当たっては、次の要件を満たすものとし、承認に当たっては、これらの要件を満たすことを示す資料を添付されたい。</u> ア <u>規則第1条の6第2項の規定に基づき、一回の開催以上にわたって、一日の競走回数の4分の3以内の競走において連勝単式勝馬投票法を実施していること。</u> イ 上記アの実施状況から判断して連勝単式勝馬投票法に起因する弊害が認められないこと。 ウ <u>ファンの購入動向等を調査した結果、制限の解除を希望する者が多いと認められること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 従来の取扱いの変更</p> <p>1 単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法 <u>日本中央競馬会に対する単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法の発売義務の免除</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連勝単式勝馬投票法を用いることができる競走回数制限の緩和 <u>連勝単式勝馬投票法については、規則第7条の3第1項第3号で定められた1日の競走回数の4分の3以内の競走において用いることができるとしているが、農林水産大臣が日本中央競馬会又は地方競馬を主催する都道府県若しくは指定市町村(以下「競馬主催者」という。)からの申請に基づき特に承認した場合は、一日の全競走において用いることができることとした(規則第1条の6第2項)。</u> なお、当該競走回数制限の解除に係る承認は、各勝馬投票券発売所ごとにではなく、各競馬主催者ごとに行うこととしているので、留意されたい。 また、<u>承認に当たっては、次の要件を満たすものとし、承認に当たっては、これらの要件を満たすことを示す資料を添付されたい。</u> ア <u>規則第7条の11第1項で準用する規則第1条の6第2項の規定に基づき、連勝単式勝馬投票法を一日の競走回数の4分の3以内の競走において一年以上実施していること。</u> イ 上記アの実施状況から判断して連勝単式勝馬投票法に起因する弊害が認められないこと。 ウ <u>ファンの購入動向等を調査した結果、制限の解除を希望している者が多いと認められること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 従来の取扱いの変更</p> <p>1 単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法 <u>単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法の発売義務の免除に係る承認については、</u></p>

に係る承認については、これまで、各勝馬投票券発売所ごとのみで行うこととしていたが、全発売所で免除の承認を得ることも可能であることとする。

また、これらの勝馬投票法の取り止めに当たっては、他の勝馬投票券発売所におけるこれらの勝馬投票法の発売だけでなく、他種の勝馬投票法の発売によって、ファンの勝馬投票法へのニーズを満たすことが可能な場合もあるので、留意されたい。

2 (略)

これまで、各勝馬投票券発売所ごとのみで行うこととしていたが、全発売所で免除の承認を得ることも可能であることとする。

また、これらの勝馬投票法の取り止めに当たっては、他の勝馬投票券発売所におけるこれらの勝馬投票法の発売だけでなく、他種の勝馬投票法の発売によって、ファンの勝馬投票法へのニーズを満たすことが可能な場合もあるので、留意されたい。

2 (略)

(注) インターネットの画面表示にて、新旧対照表の(新)と(旧)の欄の行にずれが生じる場合があります。

6 . 人 事

地方競馬全国協会評議員の任命及び退任について

【任命】

平成 13 年 6 月 12 日付けで農林水産大臣より次のとおり任命された。

任期・平成 13 年 6 月 12 日～平成 13 年 12 月 8 日

池田 直樹 (新潟県農林水産部長)

佐藤 勝 (岩手県農林水産部長)

高柳 裕 (北海道農政部長)

花塚 功先 (栃木県農務部長)

安田 宏正 (熊本県農政部長)

【退任】

平成 13 年 6 月 11 日付け

板屋越 麟一 (新潟県農林水産部長)

佐藤 克郎 (岩手県農政部長)

中原 盛敏 (熊本県農政部長)

中村 修 (栃木県農務部長)

西川 昌利 (北海道農政部長)

五十音順敬称略・氏名の括弧内は任命時の職名

旧字体等は当用漢字で表記しておりますので、ご了承ください。

7 . で き ご と

平成 13 年 6 月

6 月 1 日	畜振事務担当者会議
6 月 7 日 ~ 8 日	農林水産省業務検査 (地方競馬教養センター)
6 月 12 日 ~ 15 日	農林水産省業務検査 (本部)
6 月 15 日	競馬実務担当者情報連絡会議
6 月 23 日	新規採用職員 1 次試験
6 月 29 日	新規採用職員 2 次試験